

第338号

平成28年

11月1日発行

# 道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会  
横浜市戸塚区上倉田町449-2  
戸塚法人会館106号室  
TEL 045(881)8558  
FAX 045(861)3505  
発行責任者 茂木省蔵  
印 刷 所:タクノ印刷

【戸塚税務署より】

## 「税を考える週間」によせて

戸塚税務署長

檜山 雅裕

晩秋の候、一般社団法人戸塚青色申告会の皆様方におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、国税庁では毎年十一月十一日から十一月十七日までを「税を考える週間」と定め、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、様々な広報・広聴活動を実施しています。

今年は、「くらしを支える税」をテーマとし、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた取り組みとして、国税庁ホームページを活用した広報や講演会等を通じて、納税者が適正な申告・納税が行えるよう納税の意義や税法の知識・手続等について様々な情報の提供を行うとともに、e-Taxの更なる利便性の向上に向けた施策や社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を契機として、納税者利便の向上に向けた検討を行っています。

貴会におかれましては、「税を考える週間」行事として、税に関する「書

道展」や「講演会」の開催、「区民まつりでの広報活動」等を意欲的に企画し取り組んでおられると伺っております。その御尽力に対しまして、改めて感謝を申し上げる次第であります。このような各種行事は地域に根ざした大変意義深いものであり、戸塚青色申告会としての活発な活動を会員以外の方々にPRするうえで大変重要な機会であると思つております。

当署といたしましても、貴会をはじめ関係民間団体の皆様の御協力をいたきながら「書道展作品の表彰」、「税に関する作文の表彰」、「講演会」、「児童・生徒に対する租税教室」、「税の研修会」等を積極的に開催し、一人でも多くの方々にくらしを支える税の役割について、御理解いただけるよう取り組んで参りますので、是非ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人戸塚青色申告会の益々の御発展並びに会員の皆様方の御健勝と事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、「税を考える週間」に寄せての挨拶とさせていただきます。

## 戸塚税務署長講演会のお知らせ

日 時:平成28年11月11日(金)  
午後2時~4時(受付開始 午後1時30分)

会 場:戸塚法人会館 2F 中小会議室  
横浜市戸塚区上倉田町449-2

定 員:50名

講 師:戸塚税務署長 檜山 雅裕 様

内 容:『税のよもやま話』



昨年の様子

申込方法

11月4日(金)までに、電話、FAX又はE-mailにて青色申告会事務局までお申し込みください。  
TEL 045-881-8558 FAX 045-861-3505 E-mail:info@totukaaoiro.org

# 社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

## マイナンバー（個人番号）について

- マイナンバーは、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

## 国税分野におけるポイント



### 税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

#### ▶ マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に 係る申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月1日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈 に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) ⇒ 平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等 に係る法定調書	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、 平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒ 平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出する マイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。

なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。

※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。  
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



### 税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】+ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

#### 例1 マイナンバーカード



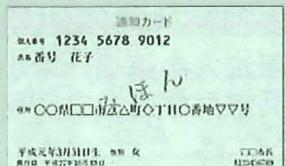
（表面）



（裏面）

又は

#### 例2 通知カード



+  
身元確認書類

※ マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、表面及び裏面の写しが必要となりますのでご注意ください。



国税局・税務署

# 所得税及び復興特別所得税の 予定納税(第2期分)の納税をお忘れなく!



所得税及び復興特別所得税の予定納税(第2期分)の納付期間は平成28年11月1日から11月30日までとなっています。(土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんのでご注意ください。)

振替納税(口座引落し)をご利用の方は、11月30日(水)が振替日となりますので、事前に口座残高をご確認いただくようお願いします。

また、廃業や業況不振等の理由により、平成28年10月31日(月)の現況で、平成28年分の「申告納税見積額」が税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合には、平成28年11月15日(火)までに「所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署にご提出ください。

農業部会より

## JA横浜の平成28年農業まつりの日程

店舗	開催日程	内容(予定)
舞岡支店	045-822-1134	11月12日(土)・13日(日)
中川支店	045-811-4331	11月12日(土)・13日(日)
戸塚支店	045-881-0072	11月19日(土)・20日(日)
飯田支店	045-802-1211	11月19日(土)・20日(日)
川上支店	045-822-1131	11月19日(土)・20日(日)
中田支店	045-802-8888	11月19日(土)・20日(日)
大正支店	045-851-5741	11月26日(土)
豊田支店	045-861-4321	11月26日(土)・27日(日)
和泉支店	045-802-1284	11月26日(土)・27日(日)
本郷支店	045-891-3135	11月26日(土)・27日(日)

横浜市からのお知らせ

償却資産申告書の提出は横浜市償却資産センターにお願いします!

(提出期限は平成29年1月31日(火)です!)

【提出先・問合せ先】

横浜市償却資産センター

〒231-8343

横浜市中区真砂町2丁目22番地

閑内中央ビル10階

TEL: 045-671-4384 FAX: 045-663-9347

受付時間 午前8時45分～午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/shoukyakushisan/>

【よくあるご質問】

Q 申告書にマイナンバー又は法人番号を記載する必要がありますか?  
A 平成28年1月1日以降にご提出していただく申告書については、個人の方はマイナンバー、法人の方は法人番号を申告書に記載してください。

Q 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめて良いですか?

A 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

### 「横浜みどり税」について

平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の  
法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。  
なお、平成26年4月1日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただい  
ています。



※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。  
※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご留意ください。

法人市民税に関する申告先・お問い合わせ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当 ※ こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取扱いしておりません。

〒231-8316 横浜市中区真砂町2-22 閑内中央ビル9階 電話: 045-671-4481

受付時間: 午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

## 熱海の夏期一泊研修会

9月11、12日に恒例の戸塚青色申告会夏期一泊研修会が開催されました。今回の研修会場は、昨年に引き続き熱海の湯宿一番地。講師は、副会長経験者の笠原美和税理士でした。

研修テーマは、第1部は「個人住民税（市民税・県民税）について」、第2部は、「戸塚、和泉、栄、近辺の方言あれこれ」でした。

その後、温泉に入り一息ついたところで、懇親会となり、異業種の方々と交流を持つなど楽しく和気あいあいと過ごすことができました。

懇親会の後は、部屋に戻って休む人や、部屋に戻ってさらにお酒もすすみ、宴たけなわとなる人など、各人自由に過ごしました。

研修会といつても例年通り、堅苦しくなく、笠原先生を中心に戸塚の歴史にまつわる話も聞けて、温泉に入ってリラックスし、懇親を深め、今後の英気を養うことができたと思います。



春田 祐輔

## 区民祭り参加のお知らせ

11/3  
(木)

戸塚ふれあい区民まつり ※荒天中止

会場：東戸塚小学校 校庭・体育館

泉区民ふれあいまつり ※荒天中止

会場：和泉遊水地 3池・4池

11/5  
(土)

栄区民まつり

※雨天時は6日（日）に順延

会場：本郷中学校 校庭・体育館



## 書道展

### 作品展示会のお知らせ

戸塚法人会館1F ふれあいギャラリーに展示中。  
表彰式後は入賞作品のみ展示予定。

※11月12日（土）法人会館で表彰式を行います。

## 会の動き

### ◆ 報 告 (前号予定に掲載されなかった分)

10月18日(火) 厚生委員会 (事務所)

10月18日(火) 指導委員会 (事務所)

10月28日(金) 広報委員会 (事務所)

### ◆ 予 定

11月 3日(木) 戸塚ふれあい区民まつり (東戸塚小学校)

11月 3日(木) 泉区民ふれあいまつり (和泉遊水地)

11月 5日(土) 栄区民まつり (本郷中学校)

11月11日(金) 税務署長講演会 (法人会館中小会議室)

11月12日(土) 書道展表彰式 (法人会館中小会議室)

## ★ 小規模企業共済制度のご案内 ★

個人事業主（共同経営者含む）・会社等の役員の方が事業をやめられる場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。特徴は、掛金が全額所得控除。毎年、掛金が所得控除となるため節税効果があります。（独）中小企業基盤整備機構が運営し、戸塚青色申告会で取扱いしています。

URL <http://www.smrj.go.jp/skyosai/>

コールセンター TEL: 050-5541-7171  
(平日：午前9時～午後6時)

## お 願 い

転居や廃業をされた方、その他変更のある方は、事務局（TEL.045-881-8558）までご連絡をお願いいたします。税務署への届出が必要になることもありますので、ご相談下さい。

## 謹んでご冥福をお祈りいたします

石川 行雄 様	泉 区
本田 克己 様	泉 区
田中 健一 様	栄 区
鈴木 薫 様	戸塚区

※ ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。